

法改正、労働者災害扶助法擴張の反対を筆頭に、政府の立案せる労働立法、社會立法の採用實じだけでも二十指を以て數

法改正、労働者災害補助法擴張の反対を筆頭に、政府の立案せる労働立法、社會立法の撲滅に済じだけでも其指を以て數えても舉げ切れない。

軍需工業と輸出工業の景氣に因る臨時工の激増に伴ひ、近來、賴に臨時工問題の重大化に鑑み、政府がほんの僅か許りの退職金制定法を立案するやう、全產聯は「我國の淳風美俗の破壊」とか「中小工業者の過重負擔」とか「労務者との經營上興味」とか理由にならぬ理由を擧げて、それが労働階級の道の利益となるの故を以て絶対反対の猛運動を起してゐる。

かくの如く資本家の一方的の利益のみを主張し、國民の犠牲と血税を以て賄はれる公債を財源とするインフレ景氣に乗つて労働階級を酷使し、一朝不況の大嵐に際し労働者の退職に當つて何等將來の生活を保證しようとせず、労働者を戦虎の如くにして失業の衝頭に追出せば、今日三十萬を超ゆると注せられる臨時工の失業を中心とし、國家産業は勿論、國家を眞に憂慮すべき國內非常時の最も深刻なる危機に陥れるは明白であるにも拘らず、全產聯は恬として眼中に國家なく國民なく、國家産業の前途や労働階級の實際生活には全く無顧着にして、只だ一途に資本家階級の利益のみを追求してゐる。

かかる全產聯の兎急なる横暴は、獨り労働階級の立場からのみではなく、國家産業を破壊し國家を騒亂する仇敵として断乎たる脅威の鐵鞭を振つて糾弾するものである。

第四號議案 福岡縣產業委員會設置に關する件

# 主理 本部執行委員會提出 福岡縣の行政機關内の常設委員會として福岡縣産業委員會の設置を要求す

一昨年度の大會に於ける『福岡縣産業委員會設置要求』の決議を更に具體化するためには本案を提案したのである。九州聯合會が第五回大會の決議に依つて提倡した劳資懇談會は小栗前福岡縣知事、吉田前協調會常務理事の斡旋と北九州の代表的事業主の協力に依り既に屢々述べたが如く全國的實議の中に一大發展を遂げたのであるが、その勞資懇談會を單なる社交的機關に止めず、縣知事を首班とする縣の行政機關内の常設委員會として、勞資の代表者のみならずこれに學者、専門家を加えて更ならに權威ある機關となし、この會議に於て縣下の産業問題を協議し、或は縣下の勞資間の紛争を調停並解決して最も困難なる勞資關係の融和を圖り、更にこの委員會に依つて縣下の産業と労働に適正なる統制を加へ、資本の不當なる指取を抑制すると共に、産業協力の實を擧げしめ、産業と労働に關する國策となし得る規準を樹て以て國家産業の健全なる維持、發展と和平と労働階級の生活安定を圖らんとするものである。既に上述の如きの點を考慮して、公然と之を行方法

## 第五號議案 徒弟待遇改善に關する件

第五號議案 徒弟待遇改善に關する件 本邦業界大聯合墨田  
等並の職業者組織の直方出張所提出

理  
體上蒙得中丞轉為表狀。又引錄了實錄。到了卷之二。長安府同

實業上最も中立的で、最も保守的な業者を強調してゐるのが現行の徒弟制度である。實業上最も貪欲な業者を強調してゐるのが舊來の年期住込みで、技術の修業をなす徒弟工が今日皆無であると言ふのではない。徒弟工の弊害は、それが單に徒弟工と言ふ名義であるが故に殆んど無報酬に等しき低賃金を以て酷使され、夫々の住居より通勤する者に對してさえも同様の極低賃金しか支給してゐるのである。この害禍は直方地方の鐵工業迄於て最も著しい。この本合説は、以下に臨時工の存在が可競勞働階級の失業不安、勞働條件の低下を説導すると同様の意味に於て、徒弟工の虐待も亦可競勞働階級の勞働條件に重大なる影響を及ぼすものである。實業上最も貪欲な業者を強調してゐる。